

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月4日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第15号

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年阿賀野市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第4項第5号中「した職員」の次に「の子」を加え、「する職員」を「する子」に改め、同条第8項を削る。

第5条の5第7項第2号中「、条例第8条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

第5条の6を次のように改める。

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第5条の6 前3条（第5条の3第4項第3号から第5号まで、第5条の4第1項、第5項第3号から第5号まで及び前条第6項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第5条の3第4項第1号、第5条の4第5項第1号及び前条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第5条の3第4項第2号、第5条の4第5項第2号及び前条第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第2項中「、条例第8条の3第2項」とあるのは「、それぞれ条例第8条の3第2項に規定する支障の有無」と、同条第3項中「時間外勤務の制限の」とあるのは「条例第8条の3第3項の規定による」と、「条例第8条の3第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第11条第1項第15号中「看護」を「看護等」に、「世話又は疾病」を「世話、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるもののへの参加をする」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

条例第15条第1項のその他規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者

にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

別表第2において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの

第12条第6項を第8項とし、同条第5項中「第2項」を「第4項」に、「第1項」を「第3項」に、「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第1項」を「第3項」に、「第5項」を「第7項」に改め、「記入」の次に「又は庶務事務システムに入力」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第5項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第15条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入又は庶務事務システム（電磁的記録により、職員の勤務状況等を記録し、管理するシステムをいう。以下同じ。）に入力して、任命権者に対し行わなければならない。

第16条及び第17条中「記入」の次に「又は庶務事務システムに入力」を加える。

第18条第1項中「記入」の次に「又は庶務事務システムに入力」を加え、同条第2項第3号中「第12条第5項」を「第12条第7項」に改める。

第19条中「記入」の次に「又は庶務事務システムに入力」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。